

鳥取県PTA協議会からの令和2年度鳥取県教育予算等に関する要望について(回答)

【要望項目】

1. すべての子どもが安心して学べる環境づくりについて
2. 子どもたちの学びがさらに充実する体制づくりについて
3. 防災及び防犯教育の推進について
4. エアコンの特別教室への設置（理科室、技術室、家庭科室等）について

要 望 項 目	要望に対する県教育委員会の対応方針
<p>1. すべての子どもが安心して学べる環境づくりについて</p>	
<p>子どもたちを取り巻く環境や学校が抱える問題が複雑化、多様化するなか、子どもたちが安心して学べる環境作りが急がれます。また、「多様性」「共生」などの言葉を、よく聞くようになりましたが、子どもたち一人ひとりの多様性が認められることが大切だと考えます。すべての子どもたちが安心して学べるよう、以下のとおり要望します。</p> <p>(1) 障がいのある子、医療的ケアが必要な子、自らの性別に違和感を感じている子、また、外国にルーツをもつ子など、さまざまな事情を抱えている子どもたちに対し、偏見なく認めあえる学習環境づくりと、それらの子どもたちに必要なサポートが受けられるよう要望します。</p> <p>(2) 鳥取県のいじめ認知件数の増加は、いじめの定義の変更だけでなく、いじめで悩む子どもを一人も見逃さないという姿勢のあらわれだと理解しています。今後も認知件数の増減にとらわれず、「鳥取県いじめ対応マニュアル」等を活用した、いじめの防止や早期発見と適切な解決、心のケアの充実などいじめ対策の一層の充実強化、及びいじめを行った子どもの適切な指導、心のケアなどの対応・対策を要望します。</p> <p>(3) 鳥取県においても、不登校の子どもが増加傾向にあると認識しています。不登校の原因は様々だと考えられるので、個々の不安や困り感の聞き取り、個別学習の実施や特別支援学級の活用、保健室登校など、柔軟に子どもと保護者の想いに寄り添うことができる支援体制の構築を要望するとともに、不登校対策サポートの周知不足を感じるので、広報の充実を要望します。</p>	<p>(1) 障がいのある子、医療的ケアが必要な子等、支援が必要な子どもたちに係る教育が充実するよう引き続き施策の推進に努めます。日本語指導が必要な児童生徒に対して支援員を配置する市町村を引き続き支援します。また、スクールカウンセラーの全中学校区配置についても継続し、心のケアの充実に努めます。</p> <p>(2) 各種研修会等において、「鳥取県いじめ対応マニュアル」を活用し、学校等においていじめの早期発見や適切ないじめ対応が進むように取り組んでいきます。児童生徒の心のケア等の対応のために、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの研修の充実を図ります。</p> <p>(3) 不登校対策については、各学校において、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家や関係機関と連携し、早期発見及び早期支援に重点を置いた組織体制をつくり、ケース会議の活用等により個々の児童生徒の実態に応じた適切な支援が進むよう取組を充実させていきます。不登校対策サポートの周知については、いじめ・不登校総合対策センターホームページの内容の充実を図るとともに、検索のしやすさについても改善を進めていきます。また、連絡会・研修会等を通じた情報発信等も充実させていきます。</p>

2. 子どもたちの学びがさらに充実する体制づくりについて

学校における働き方改革については、鳥取県でも取り組まれています。が、学校現場では教員の長時間勤務の解消につながっているとは思えません。

また、教員の労働環境の厳しさから、教員を志す若者が年々減っているともいわれています。

教員の業務を見直すことにより、教員が教員でなければできないことに専念し、質の高い教育を行っていただくことが大切だと考えます。

子どもたちの学びが充実するために、以下のとおり要望します。

(1) 子どもたち一人ひとりに対して細やかな対応ができる教員の育成と指導力向上を図るために、指導体制整備と研修等の充実を要望します。

(2) 教員の配置については、鳥取県は本来の定数を上回る配置を行なっていると思いますが、新しい学習指導要領の実施やICTの活用など、教員に求められるものはより多く、より専門的になっています。それらが教員の過度な負担とならないよう、教員・専門スタッフ・事務職員の適正配置や加配等拡充を要望します。

(3) 余裕を持ち、いきいきと活動する教員の姿は、教員に対するポジティブなイメージの発信となり、教員を志す若者を増やすことにつながると考えます。

教員不足の解消と、より良い人材の確保のためにも、学校におけるさらなる働き方改革の推進を要望します。

(1) より一層教員の指導力向上を図るため、多様な教育課題に応じた研修の見直しと充実及び指導体制の整備を行います。

- ・管理職育成を柱にした職務研修の充実と指導体制整備
- ・学校訪問等による初任者等若手教員を中心とした教員支援
- ・初任者研修における若手教員の悩み相談への対応等による支援
- ・「出かけるセンター（指導主事派遣）」による校内研修支援
- ・学校教育支援サイトの充実による校内研修、自己研鑽支援（資料提供、動画配信）

(2) 国における令和2年度概算要求では、小学校の専科指導体制の充実を図る教職員定数が要求されており、本県においても引き続き国加配定数を活用した小学校における専科教員配置の拡充を図っていく予定です。

(3) 令和2年度からは、文科省策定の「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」に基づき県教委及び各市町村教委において、月45時間以内、年間360時間以内といった時間外業務時間の上限規制に取り組むこととしています。県教育委員会においても、この実効性を高めるため引き続き「鳥取県教育委員会学校業務改善プラン」に基づき、これまでの業務削減の推進等の取組を継続するとともに、教員の事務作業をサポートする教員業務アシスタントの拡充配置を進め、教員の多忙解消と負担軽減を行うことで教員の質の向上、教育活動の充実を図り、教員がいきいきと活動できる環境の整備を進めたいと考えています。あわせて、これまで学校教育が担ってきた業務役割を見直すことも必要であり、保護者、地域住民と連携に取り組みたいと考えています。

<p>(4) 現在、鳥取県内には教育学部がありません。その事が教員不足と関連しているのではないかと考えます。教育学部の再設立を国に対して働きかけていただきますよう要望します。</p>	<p>(4) 鳥取大学へはいろいろな形での連携について意見交換を行いながら、教員養成あるいは教員確保に向けた協力も依頼しているところであり、今後も引き続き働きかけをしていきます。また、両県の教員養成を担っている島根大学教育学部とも引き続き教員養成や教員確保に向けた連携を強化していきます。</p>
<h3>3. 防災及び防犯教育の推進について</h3>	
<p>子どもが被害者となる事件事故や、自然災害も頻繁に発生しています。子どもが状況に応じて適切に行動し、子どもが自ら身を守る力を身に付けることが大切だと考えます。</p> <p>子どもが普段から「自らの判断で自らの命を守る」ことができるよう、学校と家庭や地域、消防・警察関係機関との連携を図り、防災教育及び防犯教育の更なる充実を要望します。</p>	<p>児童生徒の安全に係る意識をより高めるため、現在行っている取組を引き続き進めるとともに、学校安全教育研修会等を通じて、教職員の防災教育及び防犯教育の資質向上に努めていきます。</p>
<h3>4. エアコンの特別教室への設置（理科室、技術室、家庭科室等）について</h3>	
<p>県内小中学校の普通教室のエアコンについては、国の臨時特定交付金により整備が進められています。</p> <p>しかし、普通教室以外のエアコン設置が進んでおらず、普通教室以外での授業においては子どもたちの学習や健康に支障をきたしています。</p> <p>また、学校は災害時の避難所となっているところも多く、大規模な災害時にはすべての教室が避難場所として使用されることも想定されることから、避難住民の健康確保のためにもエアコン設置は必要だと考えます。</p> <p>小中学校の整備の主体は市町村ではありますが、普通教室以外のエアコン整備について各市町村に働きかけをお願いするとともに、国に対しても普通教室以外のエアコンの整備を働きかけていただくよう要望します。</p>	<p>県内公立小中義務教育学校のエアコンについては、国のブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金の活用等により、普通教室の整備は、各市町村とも今年度末には目途が立つことから、今後は、特別教室への整備が進められていく見込みです。</p> <p>県としては、市町村が計画しているエアコン整備事業が計画どおり実施できるよう、十分な予算の確保等について、毎年国に要望を行っているところであり、今年度も8月に要望を行いました。</p> <p>市町村においては、国の制度を活用するなどして、引き続きエアコンの整備が進められていくと考えています。</p>